損保ジャパン・グローバルREITファンド（毎月分配型）

追加型投信 / 内外 / 不動産投信

投資信託説明書（請求目論見書）
2025年6月13日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、
投資家から請求があった場合に交付される請求目論見書です。
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

１.「損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第５条の規定により有価証券届出書を 2025 年 6 月 12 日に関東財務局長に提出し、2025 年 6 月 13 日にその効力が発生しております。

２.「損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）」の基準価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。**したがって、**当ファンドは元金が保証されているものではありません。**

３.「損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）」は、主に日本を含む世界の不動産投資信託証券を実質的な投資対象としています。組入れた不動産投資信託証券の値動き、為替相場の変動等の影響により当ファンドの基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた不動産投資信託証券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

発行者名	ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 山口　力
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋二丁目２番 16 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、主に日本を含む世界各国のREITに投資します。個々の物件の評価を含む綿密な銘柄分析を行うことで、相対的に高い配当利回りを獲得しつつ、値上がり益の獲得も目指します。日本を除く世界各国のREITに90％程度、日本のREITに10％程度資産を配分します。

不動産関連投資を専門とする米国のハイトマン社が世界各国のREIT、当社が日本のREITの運用を行います。

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000 億円を上限とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日※1の翌営業日の基準価額※2とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

※１日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取り扱いは行われます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日においては取得の申込みを受付けないものとします。

※２基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

電話番号　　0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じて得た額です。
※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
※分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。
※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間　　2025 年 6 月 13 日から 2025 年 12 月 15 日までです。
※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。
■委託会社の照会先
ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
電話番号　　0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込証拠金
ありません。

②日本以外の地域における発行
ありません。

③振替受益権について
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の

振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
　当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」および「損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド」（以下それぞれをまたは総称して「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
追加型	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜当ファンドの商品分類の定義＞

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	不動産投信	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（　　）
一般	年２回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年４回	北米		
中小型株	年６回	欧州		

債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	（隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング		

（注１）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
（注２）ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。
（注３）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜当ファンドの属性区分の定義＞

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、不動産投信に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回 （毎月）	目論見書又は信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル （日本を含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

日本を含む世界各国の取引所に上場または店頭登録されている不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 主として日本を含む世界各国の取引所に上場または店頭登録されている不動産投資信託証券※（REIT、リート）に投資します。

※上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。

※不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の実質組入比率を引き下げる場合があります。

REIT（リート）とは

- REITとはReal Estate Investment Trustの略で、一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託及び不動産投資法人をいいます。
- REITは投資家から集めた資金でオフィスビル、商業施設等の複数の不動産に分散投資し、それらの不動産から生じる賃料収入や売却益等を収益源として、投資家に収益を分配します。
- 豪州に上場しているREITは一般的にLPT（Listed Property Trust）と呼ばれることがあります。

2 各マザーファンド※の組入比率は、以下の基準資産配分比率を目処とします。

※マザーファンドについては、後掲「ファンドの仕組み」をご参照下さい。

基準資産配分比率（2025年3月13日現在）

投資対象	投資対象とするマザーファンド	比率
日本を除く世界各国のREIT	損保ジャパン－ハイトマン・グローバルREITマザーファンド*	90%
日本のREIT	損保ジャパンJ-REITマザーファンド	10%

基準資産配分比率は、市場環境等を総合的に勘案し、今後変更する場合があります。

＊REITの運用指図に関する権限をハイトマン・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシーに委託します。

ハイトマン・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシーについて

ハイトマン・グループは米国、欧州、アジアにおける不動産関連資産の運用に特化した投資顧問会社です。1966年の設立以来、世界の洗練された投資家のニーズに対応し、実物不動産や不動産証券（REIT、リート）、不動産デットへの投資サービスを提供しています。
ハイトマン・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシーは、ハイトマン・グループにおいて不動産証券運用に特化した会社で、1989年の米国リート運用開始以来、不動産関連の長い経験を持つ運用メンバーが、各銘柄のファンダメンタル分析を重視し、銘柄評価、銘柄選定、ポートフォリオマネジメントを行っています。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 収益分配方針に基づいて、原則として毎月分配を目指します。

●決算は原則毎月13日。休業日の場合は翌営業日とします。

●分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

決算期毎にインカム収入※を中心に分配を行うことを目指すファンドです。

※ インカム収入とは、ＲＥＩＴの配当収入等をいいます。
・ファンドに蓄積された過去の運用成果（分配原資）を加味する場合があります。
・投資対象資産や為替の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

＜ポートフォリオ構築プロセス＞

●損保ジャパン－ハイトマン・グローバルREITマザーファンド

地域市場の決定とカバレッジ	各地域のデータ収集、リサーチ、推奨銘柄の選定については、北米、欧州、アジアの不動産証券運用チームが担当する。
↓	
担当不動産市場・不動産証券市場の分析・リサーチ	各地域のリソース（リサーチ、実物不動産チームなど）を活用した経済動向、不動産市場情報の収集と分析。不動産証券運用チームのポートフォリオマネージャー、アナリストによる不動産証券市場の分析と個別銘柄の評価・分析。
↓	
各地域における推奨銘柄の選定	各地域の不動産証券運用チームは、前項の分析・リサーチに基づき推奨銘柄を選定。
↓	
ポートフォリオマネジメント会議の実施	原則週１回（必要に応じてその都度）、各地域の運用チームが共同でポートフォリオマネジメント会議を実施し、個別銘柄の選定を行う。
↓	
地域市場ウェイト、個別銘柄の確定	各地域のポートフォリオマネージャーが共同で、３地域を相対評価し、各地域に対するウェイトを決定。これを基準に、リスクモニタリング要因も加味しながら各市場の推奨ポートフォリオを調整し、最終的なグローバルポートフォリオ（売買銘柄）を確定。

※上記は2025年3月末現在。今後、変更されることがあります。

●損保ジャパンJ-REITマザーファンド

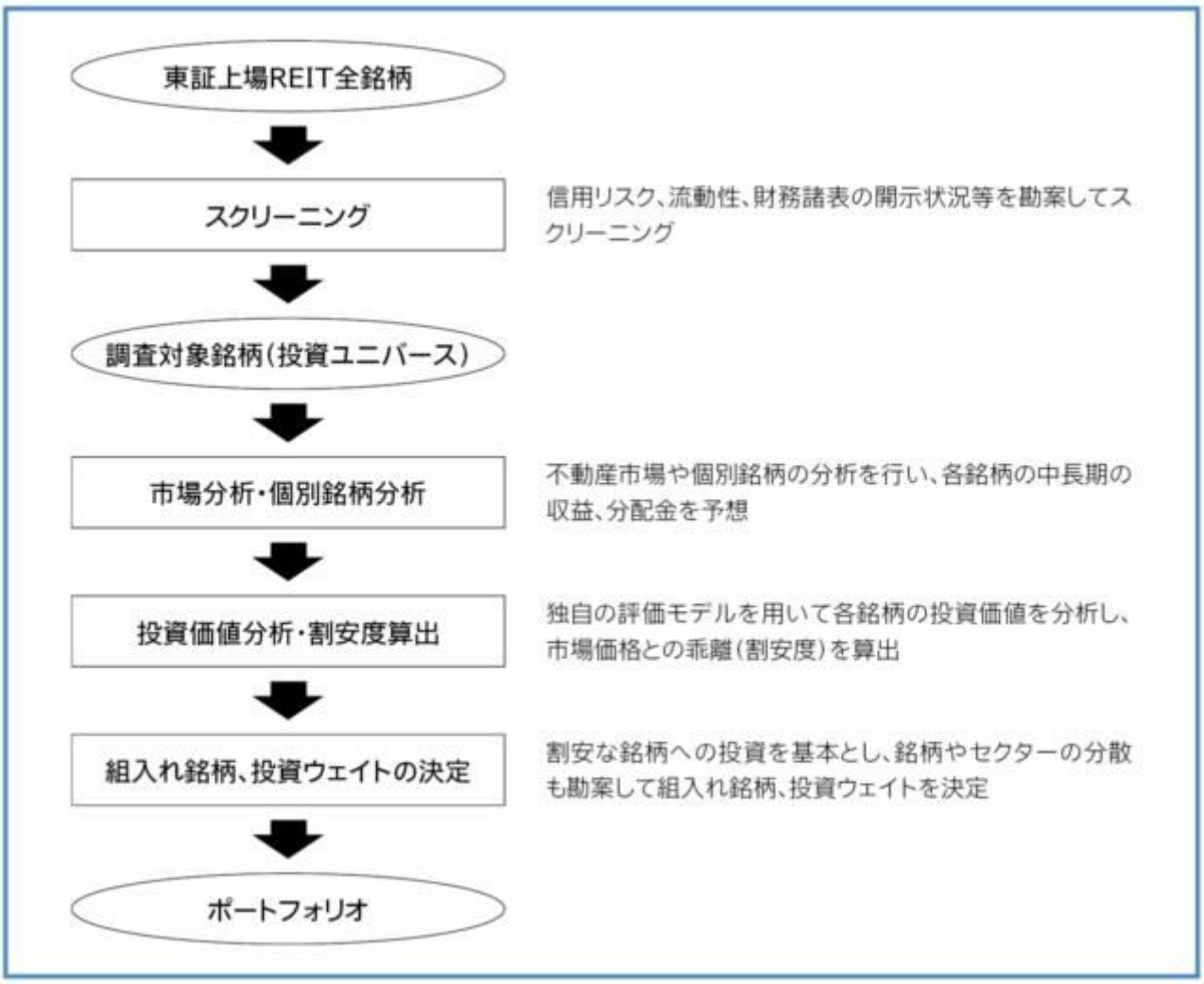

※資金動向、市況動向、その他特殊な状況によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※上記は2025年3月末現在。今後、変更されることがあります。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（注）分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額は、以下①～④です。
①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

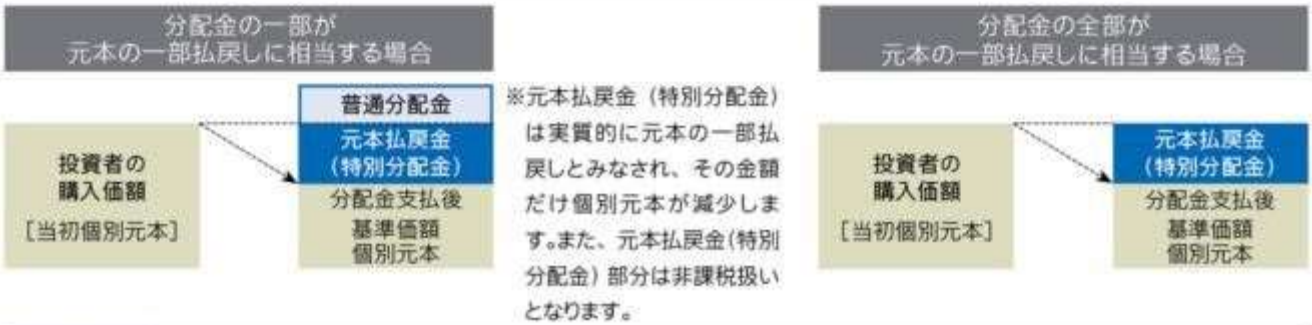

普通分配金	個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）	個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（2）【ファンドの沿革】

2009年3月27日　　信託契約締結、設定、運用開始
2010年7月9日　　ファンドの名称を「損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド」から「損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）」に変更。決算日を年４回から毎月へ変更。

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。

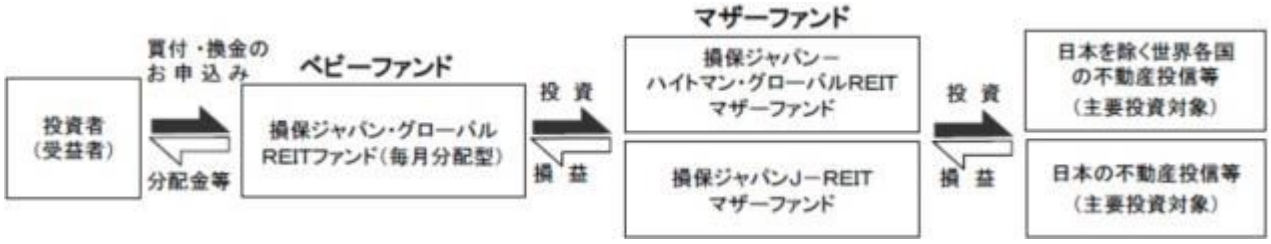

<u>ファンドの関係法人図</u>

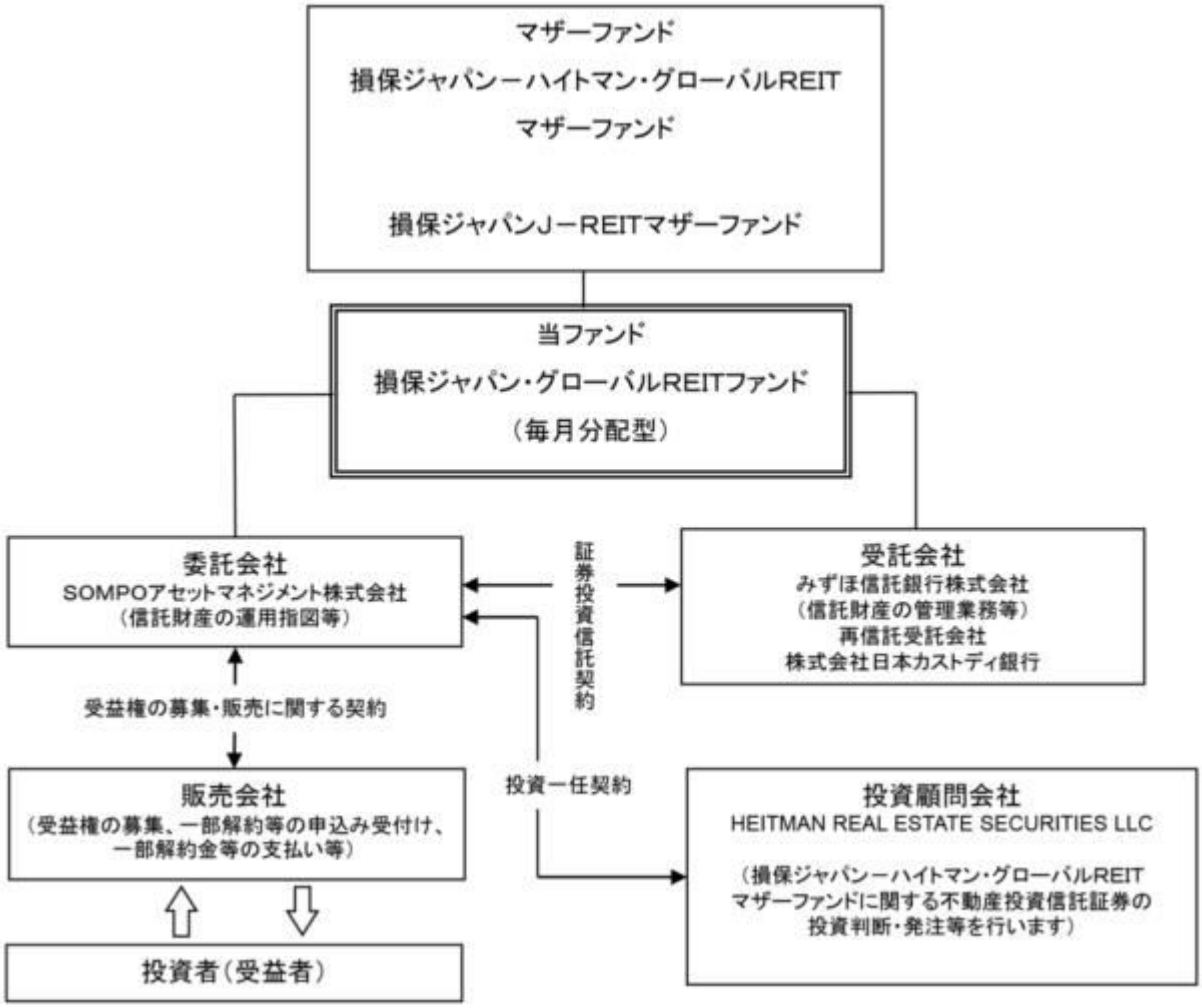

②　ファンドの関係法人

（ｉ）委託会社または委託者：ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

（ⅱ）販売会社
委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

（ⅲ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

（ⅳ）投資顧問会社：ハイトマン・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー
（HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC）（以下「ハイトマン」といいます。）
委託会社との投資一任契約に基づいて、「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」に関して、不動産投資信託証券の運用指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

③　委託会社等の概況
（ｉ）資本金の額　1,550 百万円　（2025 年 3 月末現在）

（ⅱ）委託会社の沿革

1986 年　2 月 25 日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987 年　2 月 20 日	投資顧問業の登録
1987 年　9 月 9 日	投資一任業務の認可取得
1991 年　6 月 1 日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998 年　1 月 1 日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998 年　3 月 3 日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998 年　3 月 31 日	証券投資信託委託業の免許取得
2002 年　7 月 1 日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007 年　9 月 30 日	金融商品取引業者として登録
2010 年　10 月 1 日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020 年　4 月 1 日	ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ⅲ）大株主の状況（2025 年 3 月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数（株）	持株比率（%）
ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号	24,085	100.0

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ａ．基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。

ｂ．運用方針

①　投資対象

「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」および「損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

②　投資態度

（ｉ）　損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド及び損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

（ⅱ）　不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の実質組入比率を引き下げる場合があります。

（ⅲ）　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ⅳ）　資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（ｉ）　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

（ⅱ）　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主としてＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」および「損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券

と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前記５．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③　委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

④　前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③１．から４．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

ａ．委託会社の運用体制と社内規程

（運用体制）

①総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

②各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

③各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

④運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

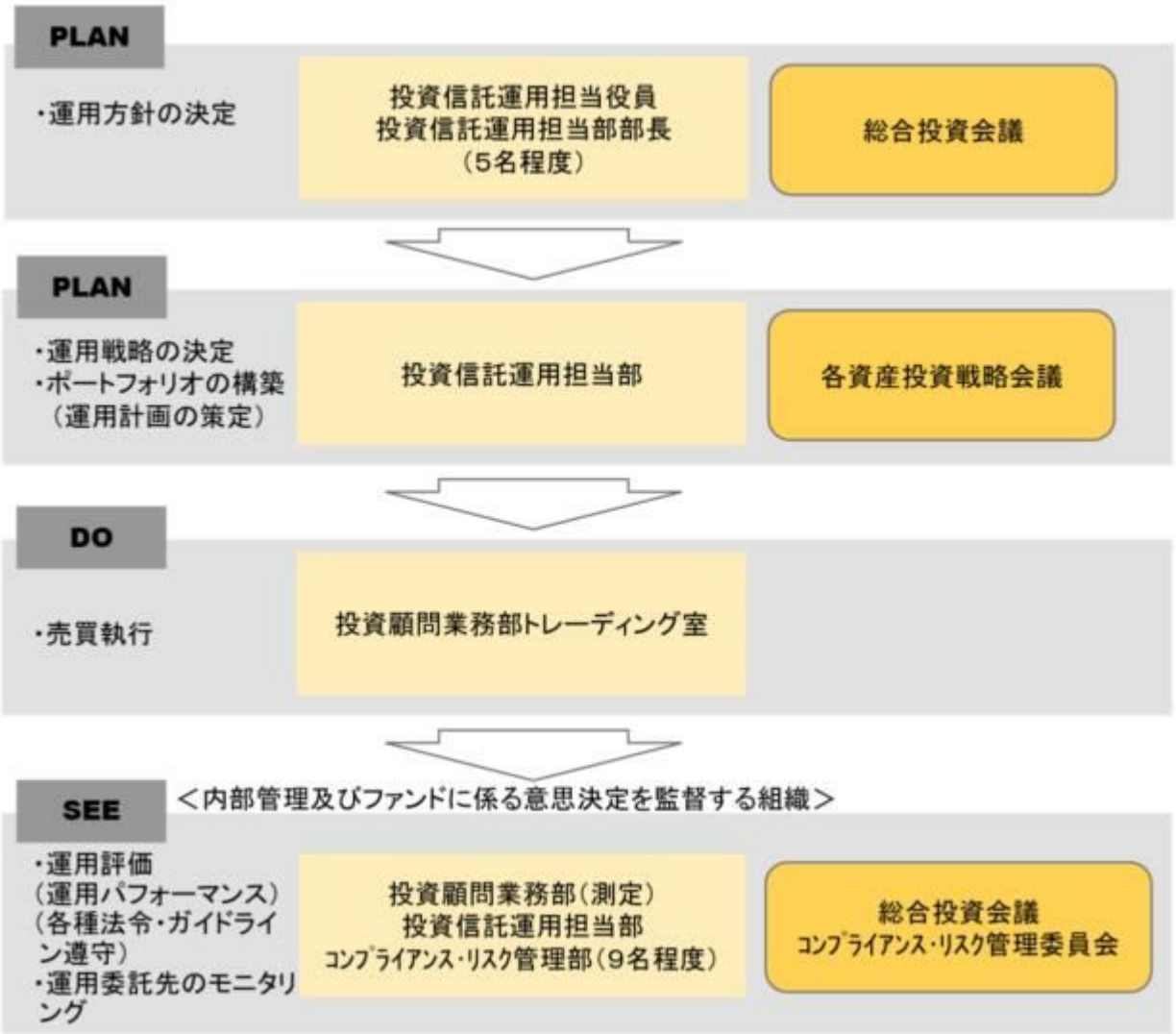

※2025 年 3 月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b．運用委託先の運用体制等

損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンドにおける運用委託先であるハイトマンでは、以下のような体制により運用を行っております。また、運用においては、独立したコンプライアンスおよびリスク管理体制が敷かれており、運用ガイドラインの遵守に関しては、不動産証券専門のコンプライアンス・オフィサーにより定期的にモニタリングが行われています。

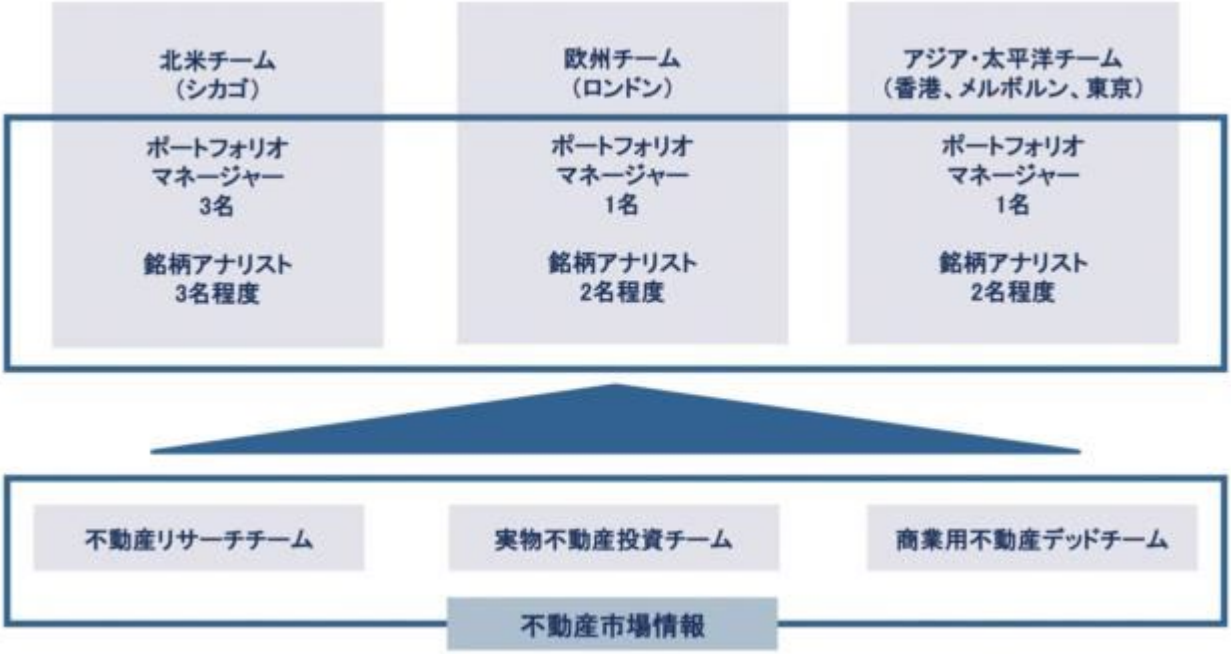

※2025 年 3 月末現在の運用体制であり、今後変更されることがあります。

（4）【分配方針】

毎決算時（原則として、毎月 13 日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

ａ．当ファンドの信託約款に基づく投資制限

① マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

② 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑥ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑧ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法

人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨　資金の借入れ

（ⅰ）　委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ⅱ）　一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（ⅲ）　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅳ）　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩　受託会社による資金の立替え

（ⅰ）　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

（ⅱ）　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

（ⅲ）　前記(ⅰ)および(ⅱ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

２．運用方針

（１）　投資対象

日本を除く世界各国の取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

（２）　投資態度

①　日本を除く世界各国の取引所に上場または店頭登録されている不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。

②　S&P 先進国 REIT インデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース)を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

③　運用にあたっては、不動産投資信託証券の運用指図に関する権限を HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC に委託します。

④　不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の組入比率を引き下げる場合があります。

⑤　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥　資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合

があります。

（３） 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）「損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

２．運用方針

（１） 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

（２） 投資態度

① わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券（ＲＥＩＴ）を主要投資対象とします。

② 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の組入比率を引き下げる場合があります。

④ 資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（３） 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%を超えないものとします。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 外貨建資産への直接投資は行いません。

⑤ デリバティブの直接利用は行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

＜当ファンドの投資にかかるリスク＞

①価格変動リスク

リートの価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策、不動産市況や保有する不動産の状況等の影響を受けて変動します。組入れているリートの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

③信用リスク

リートの価格は、発行体の財務状態、経営、業績、保有する不動産の状況等の悪化及びそれらに関する外部評価が悪化した場合には下落することがあります。組入れているリートの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、リートの価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

④為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

＜その他の留意点＞

①クーリングオフ制度（金融商品取引法第 37 条の６）の適用はありません。

②大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

④ファンド及びリートに関連する法令・税制・会計等やリートが保有する不動産に関する規制等（建築規制、環境規制等）は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

⑤販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかな

る責任も負いません。
委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

⑥お申込み、ご換金に関わる留意点
＜お申込時＞
委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。
＜ご換金時＞
委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

＜リスクの管理体制＞
ａ．委託会社のリスク管理体制

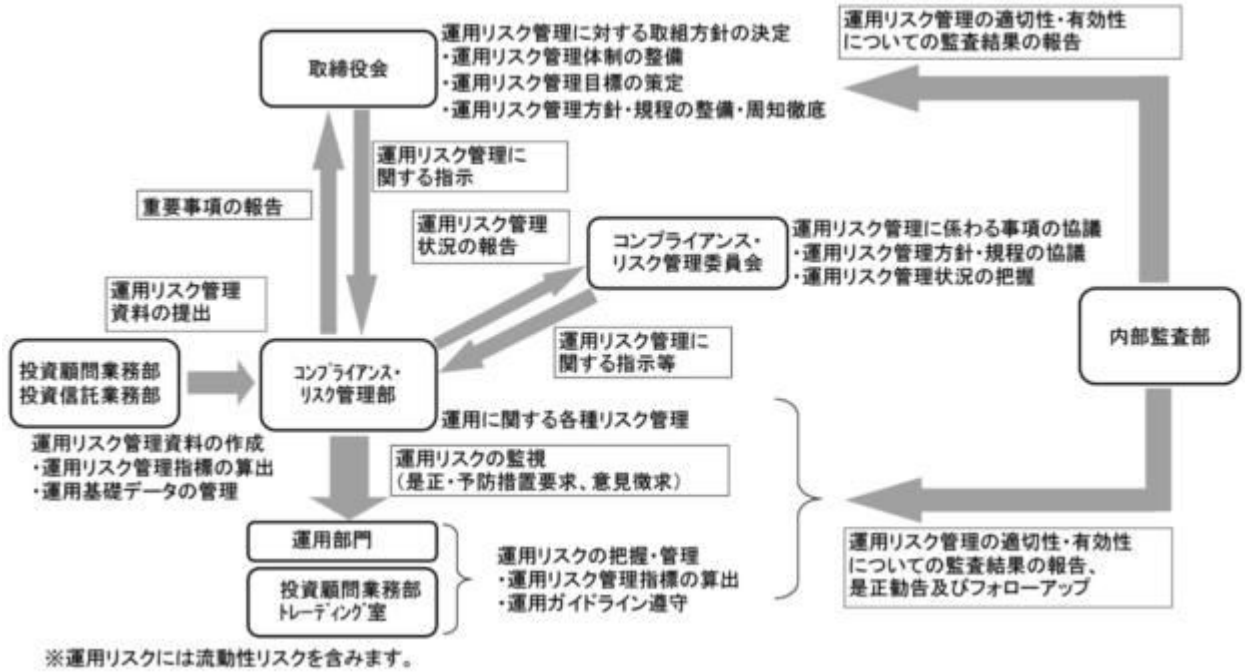

（注）上図は、2025 年 3 月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

※流動性リスクに対する管理体制
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

ｂ．運用委託先のリスク管理体制等
損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンドの運用委託先であるハイトマンには、独立

したコンプライアンスおよびリスク管理体制が敷かれています。運用ガイドラインの遵守に関しては、不動産証券専門のコンプライアンス・オフィサーにより定期的にモニタリングが行われています。コンプライアンス・オフィサーは、投資ガイドラインその他に記載された内容、投資規制を理解したうえで、システム入力可能な内容については、売買発注システム等で当該口座の運用制約を事前に設定し、日々モニタリングしています。また、必要に応じ、ポートフォリオマネージャー、トレーダーに注意の喚起、勧告を行うと同時に、ハイトマン全社のコンプライアンスを担当するチーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告する責務を負っています。

リスク管理については、運用部内のポートフォリオ・アナリストが銘柄組入比率や地域別組入比率等のポートフォリオ情報をモニタリングしており、この情報は毎週ポートフォリオマネージャーに報告されています。

●上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

●「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数	
日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社に帰属します。	先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。	日本国債：NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。	新興国債：ＪＰモルガンＧＢＩ－ＥＭグローバル・ディバーシファイド(円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、ＪＰモルガンＧＢＩ－ＥＭグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

＜申込み時に受益者が負担する費用・税金＞

時期	項目	費用・税金	

申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 ※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

※１　基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

※２　税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

※３　自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

（３）【信託報酬等】

①　委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.5895%（税抜 1.445%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率 0.873%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率 0.495%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率 0.077%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

②　信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

④　信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

⑤　委託会社の報酬には、ハイトマンへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属する損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率 0.60%を乗じて得た額とします。〔ファンドの運用の対価〕

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用

※上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（５）【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

＜収益分配時＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率が適用されます。

＜一部解約時および償還時＞

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率が適用されます。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税 15.315％）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１） 個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

（注２） 収益分配金の課税について

・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※　配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※　公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。

※　確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※　外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※　上記は 2025 年 3 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

●直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.72%	1.58%	0.14%

※対象期間は2024年9月14日から2025年3月13日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

2025 年 3 月 31 日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	8,254,762,372	97.74
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	190,709,741	2.26
純資産総額		8,445,472,113	100.00

（注 1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注 2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	5,995,895,782	76.91
	オーストラリア	560,487,696	7.19
	イギリス	360,104,229	4.62
	フランス	179,556,950	2.30
	香港	176,479,082	2.26
	シンガポール	154,097,941	1.98
	カナダ	112,263,997	1.44
	スペイン	52,333,491	0.67
	オランダ	22,327,201	0.29
	ベルギー	13,778,631	0.18
		7,627,325,000	97.83
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	168,896,420	2.17
純資産総額		7,796,221,420	100.00

（注 1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注 2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	828,176,000	98.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	14,827,368	1.76
純資産総額		843,003,368	100.00

（注 1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注２）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

2025 年 3 月 31 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド	2,696,246,268	2.7376	7,381,243,783	2.7507	7,416,564,609	87.82
2	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	279,585,645	2.9331	820,052,655	2.9980	838,197,763	9.92

（注１）評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

（注２）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025 年 3 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.74
合計	97.74

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	27,900	22,037.62	614,849,641	22,939.35	640,008,099	8.21
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	31,340	17,291.82	541,925,669	16,514.48	517,563,928	6.64
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	2,975	127,838.10	380,318,362	120,064.56	357,192,066	4.58
4	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	7,241	45,371.84	328,537,523	44,014.20	318,706,840	4.09
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,495	24,809.60	309,996,048	24,563.14	306,916,504	3.94
6	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	12,621	22,569.60	284,850,947	21,246.79	268,155,762	3.44
7	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	8,043	31,395.01	252,510,072	31,934.48	256,849,035	3.29
8	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	13,085	17,703.16	231,645,953	18,286.29	239,276,183	3.07
9	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	42,000	4,949.11	207,862,704	5,153.95	216,466,085	2.78
10	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	15,913	13,105.04	208,540,547	12,724.15	202,479,431	2.60
11	アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	14,973	11,527.65	172,603,620	11,457.71	171,556,406	2.20
12	アメリカ	投資証券	STAG INDUSTRIAL INC	31,347	5,406.64	169,482,044	5,321.41	166,810,452	2.14
13	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	14,364	10,765.43	154,634,780	10,895.52	156,503,284	2.01
14	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	56,642	2,885.81	163,458,542	2,752.38	155,900,381	2.00

15	香港	投資証券	LINK REIT	216,135	708.25	153,079,127	702.49	151,832,892	1.95
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	10,520	14,715.23	154,804,300	14,294.11	150,374,058	1.93
17	アメリカ	投資証券	UDR INC	22,393	6,420.06	143,764,549	6,659.62	149,128,889	1.91
18	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	30,493	4,798.09	146,308,366	4,786.13	145,943,621	1.87
19	オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	723,450	193.57	140,044,148	200.15	144,802,930	1.86
20	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	16,512	8,478.84	140,002,672	8,464.32	139,762,971	1.79
21	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	6,858	19,155.00	131,365,039	19,474.98	133,559,413	1.71
22	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	15,338	8,631.52	132,390,316	8,604.87	131,981,588	1.69
23	アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	25,156	4,764.47	119,855,157	4,874.35	122,619,199	1.57
24	カナダ	投資証券	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	64,939	1,743.73	113,236,505	1,728.76	112,263,997	1.44
25	シンガポール	投資証券	MAPLETREE PAN ASIA COMM	776,000	137.12	106,405,430	139.35	108,135,600	1.39
26	アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	3,973	27,070.59	107,551,478	26,381.30	104,812,940	1.34
27	アメリカ	投資証券	BROADSTONE NET LEASE INC	40,767	2,527.10	103,022,434	2,537.35	103,440,327	1.33
28	アメリカ	投資証券	COUSINS PROPERTIES INC	23,312	4,322.62	100,768,992	4,415.32	102,930,070	1.32
29	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	48,141	2,234.57	107,574,748	2,133.65	102,716,064	1.32
30	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	9,358	9,920.65	92,837,461	10,280.99	96,209,553	1.23

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	97.83
合計	97.83

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

2025年3月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	682	105,203	71,748,744	107,300	73,178,600	8.68
2	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	487	116,582	56,775,887	127,400	62,043,800	7.36
3	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	142	385,273	54,708,903	340,000	48,280,000	5.73
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	337	146,826	49,480,492	142,500	48,022,500	5.70
5	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	320	147,504	47,201,574	143,300	45,856,000	5.44
6	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	183	253,709	46,428,840	236,800	43,334,400	5.14
7	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	317	134,603	42,669,159	134,000	42,478,000	5.04
8	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	168	242,511	40,741,915	231,600	38,908,800	4.62
9	日本	投資証券	森トラストリート投資法人	607	68,453	41,551,303	62,300	37,816,100	4.49
10	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	312	124,850	38,953,489	116,200	36,254,400	4.30
11	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	465	75,858	35,274,312	72,500	33,712,500	4.00

12	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人	264	131,107	34,612,265	120,600	31,838,400	3.78
13	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	88	338,479	29,786,214	340,000	29,920,000	3.55
14	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	277	93,767	25,973,572	95,700	26,508,900	3.14
15	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	307	85,935	26,382,128	79,100	24,283,700	2.88
16	日本	投資証券	日本リート投資法人	292	84,400	24,644,946	82,800	24,177,600	2.87
17	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	210	103,933	21,826,007	102,900	21,609,000	2.56
18	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	145	154,943	22,466,778	147,800	21,431,000	2.54
19	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	118	157,505	18,585,661	173,700	20,496,600	2.43
20	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	150	124,758	18,713,829	127,700	19,155,000	2.27
21	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	60	289,319	17,359,191	294,900	17,694,000	2.10
22	日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	77	206,732	15,918,364	202,700	15,607,900	1.85
23	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	190	80,709	15,334,781	79,700	15,143,000	1.80
24	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	120	120,891	14,507,015	114,900	13,788,000	1.64
25	日本	投資証券	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	122	115,572	14,099,801	108,500	13,237,000	1.57
26	日本	投資証券	阪急阪神リート投資法人	84	128,309	10,778,008	149,100	12,524,400	1.49
27	日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	59	103,655	6,115,655	114,100	6,731,900	0.80
28	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	45	92,400	4,158,000	92,100	4,144,500	0.49

（注 1）評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

（注 2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025 年 3 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.24
合計	98.24

（注 1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパンーハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

直近日（2025年3月末）、同日前１年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		１口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13特定期間末　（2015年 9月14日）	53,513,527,619	54,750,225,011	1.0385	1.0625
第14特定期間末　（2016年 3月14日）	61,518,907,855	62,791,899,424	0.9665	0.9865
第15特定期間末　（2016年 9月13日）	48,819,594,925	49,692,498,984	0.8389	0.8539
第16特定期間末　（2017年 3月13日）	30,516,664,638	30,732,507,723	0.8483	0.8543
第17特定期間末　（2017年 9月13日）	22,520,454,723	22,600,646,845	0.8425	0.8455
第18特定期間末　（2018年 3月13日）	16,058,503,682	16,121,733,974	0.7619	0.7649
第19特定期間末　（2018年 9月13日）	14,743,760,411	14,796,158,548	0.8441	0.8471
第20特定期間末　（2019年 3月13日）	13,459,563,898	13,506,595,561	0.8585	0.8615
第21特定期間末　（2019年 9月13日）	12,876,371,317	12,920,345,502	0.8784	0.8814
第22特定期間末　（2020年 3月13日）	8,877,352,316	8,916,775,063	0.6756	0.6786
第23特定期間末　（2020年 9月14日）	9,197,281,815	9,235,355,961	0.7247	0.7277
第24特定期間末　（2021年 3月15日）	10,077,885,422	10,113,527,606	0.8483	0.8513
第25特定期間末　（2021年 9月13日）	10,724,613,855	10,758,148,021	0.9594	0.9624
第26特定期間末　（2022年 3月14日）	10,591,322,325	10,623,210,214	0.9964	0.9994
第27特定期間末　（2022年 9月13日）	11,039,134,841	11,069,957,679	1.0744	1.0774
第28特定期間末　（2023年 3月13日）	8,861,994,942	8,891,910,403	0.8887	0.8917
第29特定期間末　（2023年 9月13日）	9,407,169,414	9,435,798,567	0.9858	0.9888
第30特定期間末　（2024年 3月13日）	8,912,569,739	8,938,870,094	1.0166	1.0196
第31特定期間末　（2024年 9月13日）	9,184,700,670	9,209,881,311	1.0943	1.0973
第32特定期間末　（2025年 3月13日）	8,461,343,691	8,485,588,078	1.0470	1.0500
2024年 3月末日	9,186,895,570	—	1.0524	—
4月末日	8,995,627,963	—	1.0360	—
5月末日	8,952,028,752	—	1.0426	—
6月末日	9,219,463,279	—	1.0802	—
7月末日	9,232,553,225	—	1.0901	—

8 月末日	9,112,502,674	—	1.0839	—
9 月末日	9,257,996,077	—	1.1042	—
10 月末日	9,635,487,192	—	1.1549	—
11 月末日	9,539,109,001	—	1.1521	—
12 月末日	9,095,678,456	—	1.1119	—
2025 年 1 月末日	8,966,046,345	—	1.1017	—
2 月末日	8,821,018,099	—	1.0889	—
3 月末日	8,445,472,113	—	1.0527	—

②【分配の推移】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

	1 口当たりの分配金（円）
第 13 特定期間	0.1440
第 14 特定期間	0.1240
第 15 特定期間	0.0950
第 16 特定期間	0.0360
第 17 特定期間	0.0270
第 18 特定期間	0.0180
第 19 特定期間	0.0180
第 20 特定期間	0.0180
第 21 特定期間	0.0180
第 22 特定期間	0.0180
第 23 特定期間	0.0180
第 24 特定期間	0.0180
第 25 特定期間	0.0180
第 26 特定期間	0.0180
第 27 特定期間	0.0180
第 28 特定期間	0.0180
第 29 特定期間	0.0180
第 30 特定期間	0.0180
第 31 特定期間	0.0180
第 32 特定期間	0.0180

③【収益率の推移】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

	収益率（%）
第 13 特定期間	△7.3
第 14 特定期間	5.0

第 15 特定期間	△3.4
第 16 特定期間	5.4
第 17 特定期間	2.5
第 18 特定期間	△7.4
第 19 特定期間	13.2
第 20 特定期間	3.8
第 21 特定期間	4.4
第 22 特定期間	△21.0
第 23 特定期間	9.9
第 24 特定期間	19.5
第 25 特定期間	15.2
第 26 特定期間	5.7
第 27 特定期間	9.6
第 28 特定期間	△15.6
第 29 特定期間	13.0
第 30 特定期間	5.0
第 31 特定期間	9.4
第 32 特定期間	△2.7

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

	設定口数	解約口数
第 13 特定期間	19,683,526,702	8,523,866,540
第 14 特定期間	21,300,540,649	9,180,020,189
第 15 特定期間	6,942,229,366	12,398,203,845
第 16 特定期間	1,499,514,887	23,719,271,306
第 17 特定期間	507,019,416	9,750,159,541
第 18 特定期間	313,127,483	5,967,070,930
第 19 特定期間	249,303,781	3,860,021,960
第 20 特定期間	324,974,175	2,113,798,798
第 21 特定期間	286,734,113	1,305,893,366
第 22 特定期間	355,288,954	1,872,435,075
第 23 特定期間	400,368,690	849,902,478
第 24 特定期間	242,286,166	1,052,940,066
第 25 特定期間	224,297,300	926,969,784
第 26 特定期間	198,384,075	747,143,185
第 27 特定期間	202,629,942	557,647,055

第 28 特定期間	180,969,834	483,428,912
第 29 特定期間	133,065,848	561,835,194
第 30 特定期間	116,168,869	892,434,863
第 31 特定期間	107,995,711	481,233,542
第 32 特定期間	84,659,211	396,743,929

（注 1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注 2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

≪参考情報≫

基準日:2025年3月31日

基準価額・純資産の推移 2015/03/31～2025/03/31

● 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
● 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

2024年11月	30円
2024年12月	30円
2025年01月	30円
2025年02月	30円
2025年03月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	19,340円

● 1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

●損保ジャパン・グローバルREITファンド（毎月分配型）

資産別構成

資産の種類	純資産比
損保ジャパン - ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド	87.82%
損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	9.92%
コール・ローン等	2.26%
合　計	100.00%

●損保ジャパン - ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド

資産別構成

資産の種類	純資産比
投資証券等	97.83%
コール・ローン等	2.17%
合　計	100.00%

組入上位5業種

	業　種	純資産比
1	店舗用REIT	21.1%
2	専門REIT	19.2%
3	住宅用REIT	14.8%
4	工業用REIT	13.9%
5	ヘルスケアREIT	13.2%

組入上位10銘柄

	銘　柄　名	通　貨	発行国/地域	業　種	純資産比
1	WELLTOWER INC	アメリカ・ドル	アメリカ	ヘルスケアREIT	8.2%
2	PROLOGIS INC	アメリカ・ドル	アメリカ	工業用REIT	6.6%
3	EQUINIX INC	アメリカ・ドル	アメリカ	専門REIT	4.6%
4	PUBLIC STORAGE	アメリカ・ドル	アメリカ	専門REIT	4.1%
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ・ドル	アメリカ	店舗用REIT	3.9%
6	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル	アメリカ	専門REIT	3.4%
7	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ・ドル	アメリカ	住宅用REIT	3.3%
8	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ・ドル	アメリカ	住宅用REIT	3.1%
9	INVITATION HOMES INC	アメリカ・ドル	アメリカ	住宅用REIT	2.8%
10	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ・ドル	アメリカ	専門REIT	2.6%
	組入銘柄数			75銘柄	

● 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
● 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
● 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

●損保ジャパンJ-REITマザーファンド

資産別構成

資産の種類	純資産比
投資証券	98.24%
コール・ローン等	1.76%
合　計	100.00%

組入上位5業種

	業　種	純資産比
1	各種REIT	37.6%
2	オフィスREIT	29.8%
3	工業用REIT	19.0%
4	店舗用REIT	6.0%
5	ホテル・リゾートREIT	5.9%

組入上位10銘柄

	銘　柄　名	業　種	純資産比
1	ジャパンリアルエステイト投資法人	オフィスREIT	8.7%
2	日本ビルファンド投資法人	オフィスREIT	7.4%
3	アクティビア・プロパティーズ投資法人	各種REIT	5.7%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	各種REIT	5.7%
5	ヒューリックリート投資法人	各種REIT	5.4%
6	大和ハウスリート投資法人	各種REIT	5.1%
7	森ヒルズリート投資法人	オフィスREIT	5.0%
8	日本プロロジスリート投資法人	工業用REIT	4.6%
9	森トラストリート投資法人	各種REIT	4.5%
10	産業ファンド投資法人	工業用REIT	4.3%
	組入銘柄数		28銘柄

年間収益率の推移（暦年ベース）

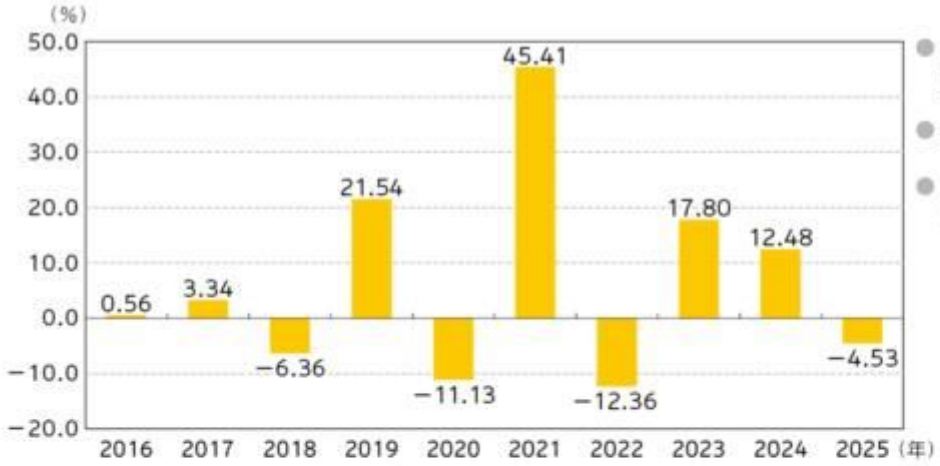

- ファンドの年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資）を使用して計算しています。
- 2025年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）　申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は、原則として午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

（２）　受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」のいずれかをお選びいただくことになります。

※販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

（３）　当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額※とします。

※　基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

電話番号　　0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

（４）　お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3％（税抜 3.0％）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料率の詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。

（５）　お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（６） 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

（１） 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合は、解約請求を受付けないものとします。一部解約の受付は、原則として午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

（２） 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（３） 一部解約の価額は、当該解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。なお、委託会社の自らの募集に係る受益権の一部解約の代金の支払いは委託会社で行われます。解約に係る手数料はありません。

※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報　第１ファンドの状況　４手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

（４） 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

（５） 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（６）信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

②　基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

■委託会社の照会先

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

電話番号　　0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2029 年 9 月 13 日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第 40 条第１項、第 42 条第１項、第 43 条第１項および第 45 条第２項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月 14 日から翌月 13 日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①　信託契約の解約

（ｉ）　委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出ます。

（ⅱ） 委託会社は、前記（ⅰ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅲ） 前記（ⅱ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下（ⅲ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅳ） 前記（ⅱ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ⅴ） 前記（ⅱ）から（ⅳ）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（ⅱ）から（ⅳ）までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

（ⅰ） 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ⅱ） 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第 41 条の規定にしたがいます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

（ⅰ） 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ⅱ） 前記（ⅰ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第 41 条２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

（ⅰ） 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

（ⅱ） 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

（ⅰ） 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第 41 条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

（ⅱ） 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託約款の変更等

（ⅰ） 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及

び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本⑥（ⅰ）から（ⅶ）までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（ⅱ） 委託会社は、前記（ⅰ）の事項（前記（ⅰ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記（ⅰ）の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅲ） 前記（ⅱ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下（ⅲ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅳ） 前記（ⅱ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ⅴ） 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ⅵ） 前記（ⅱ）から（ⅴ）までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ⅶ） 前記（ⅰ）から（ⅵ）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 運用状況に係る情報の提供

（ⅰ） 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

（ⅱ） 前記（ⅰ）の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記（ⅰ）に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑧ 公告

（ⅰ） 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.sompo-am.co.jp/

（ⅱ） 前記（ⅰ）の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と運用委託先との間の投資一任契約は、原則として、ファンドの償還日に終了するものとします。ただし、運用委託先が契約に違反した場合等には、契約の中止または変更をすることができます。

⑩ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金の支払いは委託会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2） 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3） 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求する権利を有しています。なお、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合は、解約請求を受付けないものとします。

受付は、原則として午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（4） 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（5） 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応

じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月ごとに作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、2024 年 9 月 14 日から 2025 年 3 月 13 日までの財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２５年5月１６日

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　重　俊　寛

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　徳　山　勇　樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）の２０２４年9月１４日から２０２５年3月１３日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）の２０２５年3月１３日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 2024年9月13日現在	当　期 2025年3月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	325,507,116	296,448,171
親投資信託受益証券	8,896,966,129	8,201,296,438
未収利息	980	2,842
流動資産合計	9,222,474,225	8,497,747,451
資産合計	9,222,474,225	8,497,747,451
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,180,641	24,244,387
未払解約金	224,980	1,348,680
未払受託者報酬	655,388	572,623
未払委託者報酬	11,643,796	10,173,380
その他未払費用	68,750	64,690
流動負債合計	37,773,555	36,403,760
負債合計	37,773,555	36,403,760
純資産の部		
元本等		
元本	8,393,547,188	8,081,462,470
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	791,153,482	379,881,221
元本等合計	9,184,700,670	8,461,343,691
純資産合計	9,184,700,670	8,461,343,691
負債純資産合計	9,222,474,225	8,497,747,451

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　2024年3月14日 至　2024年9月13日	当　期 自　2024年9月14日 至　2025年3月13日
営業収益		
受取利息	33,825	127,907
有価証券売買等損益	893,308,687	△155,669,691
営業収益合計	893,342,512	△155,541,784
営業費用		
受託者報酬	3,878,585	3,859,843
委託者報酬	68,907,748	68,574,804
その他費用	425,404	408,440
営業費用合計	73,211,737	72,843,087
営業利益又は営業損失（△）	820,130,775	△228,384,871
経常利益又は経常損失（△）	820,130,775	△228,384,871
当期純利益又は当期純損失（△）	820,130,775	△228,384,871
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,791,538	428,160
期首剰余金又は期首欠損金（△）	145,784,720	791,153,482
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,427,856	9,971,917
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,427,856	9,971,917
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,579,915	44,585,557
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,579,915	44,585,557
分配金	153,818,416	147,845,590
期末剰余金又は期末欠損金（△）	791,153,482	379,881,221

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	前期 2024 年 9 月 13 日現在	当期 2025 年 3 月 13 日現在
１．　受益権の総数	8,393,547,188 口	8,081,462,470 口
２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額　1.0943 円 （1 万口当たり純資産額）（10,943 円）	1 口当たり純資産額　1.0470 円 （1 万口当たり純資産額）（10,470 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前　期 自　2024 年 3 月 14 日 至　2024 年 9 月 13 日	当　期 自　2024 年 9 月 14 日 至　2025 年 3 月 13 日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	同左
２．分配金の計算過程	（自 2024 年 3 月 14 日　至 2024 年 4 月 15 日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（29,983,106 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0 円）、信託約款に規定される収益調整金（619,817,555 円）及び分配準備積立金（1,831,371,579 円）より分配対象収益は 2,481,172,240 円（1 万口当たり 2,854.43 円）であり、うち 26,076,917 円（1 万口当たり 30 円）を分配金額としております。 （自 2024 年 4 月 16 日　至 2024 年 5 月 13 日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（15,782,289 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0 円）、信託約款に規定される収益調整金（622,825,462 円）及び分配準備積立金（1,825,689,063 円）より分配対象収益は 2,464,296,814 円（1 万口当たり 2,842.82 円）であり、うち 26,005,374 円（1 万口当たり 30 円）を分配金額としております。 （自 2024 年 5 月 14 日　至 2024 年 6 月 13 日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（15,134,867 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0 円）、信託約款に規定される収益調整金（619,757,962 円）及び分配準備積立金	（自 2024 年 9 月 14 日　至 2024 年 10 月 15 日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（36,892,659 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（49,046,394 円）、信託約款に規定される収益調整金（618,433,385 円）及び分配準備積立金（2,032,843,059 円）より分配対象収益は 2,737,215,497 円（1 万口当たり 3,276.85 円）であり、うち 25,059,399 円（1 万口当たり 30 円）を分配金額としております。 （自 2024 年 10 月 16 日　至 2024 年 11 月 13 日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（6,594,148 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（185,708,062 円）、信託約款に規定される収益調整金（622,951,135 円）及び分配準備積立金（2,082,295,364 円）より分配対象収益は 2,897,548,709 円（1 万口当たり 3,477.86 円）であり、うち 24,994,155 円（1 万口当たり 30 円）を分配金額としております。 （自 2024 年 11 月 14 日　至 2024 年 12 月 13 日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（11,911,286 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0 円）、信託約款に規定される収益調整金（619,522,706 円）及び分配準備積立金

	（1,792,712,627円）より分配対象収益は2,427,605,456円（1万口当たり2,830.88円）であり、うち25,726,239円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2024年6月14日　至2024年7月16日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（59,174,115円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（310,736,002円）、信託約款に規定される収益調整金（620,072,748円）及び分配準備積立金（1,761,774,270円）より分配対象収益は2,751,757,135円（1万口当たり3,236.39円）であり、うち25,507,554円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2024年7月17日　至2024年8月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（2,167,173円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（619,632,610円）及び分配準備積立金（2,087,014,276円）より分配対象収益は2,708,814,059円（1万口当たり3,209.27円）であり、うち25,321,691円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2024年8月14日　至2024年9月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（20,370,438円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（619,106,795円）及び分配準備積立金（2,049,629,352円）より分配対象収益は2,689,106,585円（1万口当たり3,203.76円）であり、うち25,180,641円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（2,219,338,734円）より分配対象収益は2,850,772,726円（1万口当たり3,462.82円）であり、うち24,697,501円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2024年12月14日　至2025年1月14日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（38,787,140円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（617,747,490円）及び分配準備積立金（2,185,269,724円）より分配対象収益は2,841,804,354円（1万口当たり3,480.69円）であり、うち24,493,353円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2025年1月15日　至2025年2月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（9,126,394円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（617,676,892円）及び分配準備積立金（2,184,109,829円）より分配対象収益は2,810,913,115円（1万口当たり3,462.16円）であり、うち24,356,795円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2025年2月14日　至2025年3月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（16,056,253円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（617,779,102円）及び分配準備積立金（2,156,094,230円）より分配対象収益は2,789,929,585円（1万口当たり3,452.25円）であり、うち24,244,387円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	前　期 自　2024年3月14日 至　2024年9月13日	当　期 自　2024年9月14日 至　2025年3月13日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するととも	同左

	に、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	前　期 2024 年 9 月 13 日現在	当　期 2025 年 3 月 13 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前　期 2024 年 9 月 13 日現在	当　期 2025 年 3 月 13 日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	前　期 自　2024 年 3 月 14 日 至　2024 年 9 月 13 日	当　期 自　2024 年 9 月 14 日 至　2025 年 3 月 13 日
期首元本額	8,766,785,019 円	8,393,547,188 円
期中追加設定元本額	107,995,711 円	84,659,211 円
期中一部解約元本額	481,233,542 円	396,743,929 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前　期 2024年9月13日現在	当　期 2025年3月13日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	347,000,642	△451,867,104
合計	347,000,642	△451,867,104

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年3月13日現在

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド	2,696,246,268	7,381,243,783	
	損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	279,585,645	820,052,655	
合計		2,975,831,913	8,201,296,438	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）の主要投資対象の状況は以下のとおりです。
＊なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパンーハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド

貸借対照表

	2024年9月13日現在	2025年3月13日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	39,532,090	457,231,372
コール・ローン	93,437,491	85,604,464
投資証券	8,324,795,011	7,602,494,903
未収入金	44,888,605	52,265,524
未収配当金	16,022,571	12,256,921
未収利息	281	820
流動資産合計	8,518,676,049	8,209,854,004
資産合計	8,518,676,049	8,209,854,004
負債の部		
流動負債		
未払金	49,504,804	454,701,847
流動負債合計	49,504,804	454,701,847
負債合計	49,504,804	454,701,847
純資産の部		
元本等		
元本	3,032,179,834	2,832,853,951
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	5,436,991,411	4,922,298,206
元本等合計	8,469,171,245	7,755,152,157
純資産合計	8,469,171,245	7,755,152,157
負債純資産合計	8,518,676,049	8,209,854,004

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
２．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
３．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024 年 9 月 13 日現在		2025 年 3 月 13 日現在	
１．　受益権の総数		3,032,179,834 口		2,832,853,951 口
２．　計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額	2.7931 円	1 口当たり純資産額	2.7376 円
	(1 万口当たり純資産額)	(27,931 円)	(1 万口当たり純資産額)	(27,376 円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2024 年 3 月 14 日 至　2024 年 9 月 13 日	自　2024 年 9 月 14 日 至　2025 年 3 月 13 日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変	同左

	動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月13日現在	2025年3月13日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年9月13日現在	2025年3月13日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2024年3月14日 至　2024年9月13日	自　2024年9月14日 至　2025年3月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,286,099,421円	3,032,179,834円
同期中追加設定元本額	29,867,464円	－円
同期中一部解約元本額	283,787,051円	199,325,883円
元本の内訳＊		
ＳＮＡＭ－ハイトマン　グローバルＲＥＩＴファンド（適格機関投資家専用）	144,425,738円	136,607,683円
損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）	2,887,754,096円	2,696,246,268円
計	3,032,179,834円	2,832,853,951円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年9月13日現在	2025年3月13日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	878,215,748	△93,452,435
合計	878,215,748	△93,452,435

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年3月13日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	9,988	984,017.76	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	7,308	1,534,972.32	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	23,236	603,671.28	
		BROADSTONE NET LEASE INC	16,543	275,937.24	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	13,085	1,549,264.00	
		COUSINS PROPERTIES INC	30,472	880,945.52	
		CTO REALTY GROWTH INC	13,662	258,758.28	
		CUBESMART	11,323	470,810.34	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	426,000	242,820.00	

		DIGITAL REALTY TRUST INC	8,584	1,301,935.28	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	4,544	822,691.20	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	43,521	359,483.46	
		EPR PROPERTIES	8,054	414,942.08	
		EQUINIX INC	3,699	3,162,608.01	
		EQUITY RESIDENTIAL	1,495	103,110.15	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,590	465,679.20	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	3,661	546,294.42	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	21,838	604,475.84	
		FRONTVIEW REIT INC	21,466	317,696.80	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	7,644	154,408.80	
		INVITATION HOMES INC	51,332	1,699,089.20	
		IRON MOUNTAIN INC	7,396	639,384.20	
		LTC PROPERTIES INS	11,743	414,175.61	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	26,087	155,739.39	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	19,483	819,844.64	
		OUTFRONT MEDIA INC	11,194	182,238.32	
		PROLOGIS INC	29,505	3,414,613.65	
		PUBLIC STORAGE	7,241	2,197,281.45	
		REALTY INCOME CORP	5,270	297,069.90	
		REGENCY CENTERS CORP	16,544	1,191,168.00	
		RLJ LODGING TRUST	46,614	415,330.74	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	7,464	723,037.68	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	11,554	1,915,999.82	
		SL GREEN REALTY CORP	11,719	674,780.02	
		STAG INDUSTRIAL INC	34,243	1,238,226.88	
		SUN COMMUNITIES INC	6,858	878,578.38	
		UDR INC	18,802	807,921.94	
		URBAN EDGE PROPERTIES	27,470	517,809.50	
		VENTAS INC	9,358	620,903.30	
		VICI PROPERTIES INC	40,262	1,292,007.58	
		WELLTOWER INC	27,553	4,060,761.14	
		WP CAREY INC	22,455	1,390,413.60	
	ドル　合計		1,127,860	40,600,896.92 (6,021,519,022)	
	カナダドル	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	48,400	806,828.00	

		PRIMARIS REIT	18,362	274,879.14	
	カナダドル　合計		66,762	1,081,707.14 (111,707,896)	
	ユーロ	COVIVIO	3,541	178,997.55	
		GECINA SA	2,234	191,565.50	
		ICADE	1,991	41,253.52	
		KLEPIERRE	9,945	296,559.90	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	32,321	312,220.86	
		NIEUWE STEEN INVESTMENTS NV	6,319	135,858.50	
		UNIBAIL RODAMCO WESTFIELD	4,830	368,722.20	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	3,069	84,704.40	
	ユーロ　合計		64,250	1,609,882.43 (259,947,715)	
	ポンド	ASSURA PLC	102,584	47,906.72	
		BIG YELLOW GROUP PLC	7,242	66,264.30	
		BRITISH LAND CO PLC	60,167	212,870.84	
		DERWENT LONDON PLC	5,820	102,315.60	
		HAMMERSON PLC	63,155	157,761.19	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	138,345	245,562.37	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	123,400	118,032.10	
		PRS REIT PLC/THE	133,865	152,070.64	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	7,915	48,439.80	
		SEGRO PLC	39,009	270,644.44	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	151,455	215,823.37	
		UNITE GROUP PLC	15,769	128,517.35	
		WORKSPACE GROUP PLC	18,083	76,671.92	
	ポンド　合計		866,809	1,842,880.64 (354,459,662)	
	オーストラリアドル	DEXUS/AU	55,837	412,077.06	
		GOODMAN GROUP	56,642	1,739,475.82	
		GPT GROUP	119,485	524,539.15	
		MIRVAC GROUP	723,450	1,490,307.00	
		RRGION RE LTD	260,126	535,859.56	
		SCENTRE GROUP	143,716	474,262.80	
		STOCKLAND	159,362	782,467.42	
	オーストラリアドル　合計		1,518,618	5,958,988.81	

				(559,191,509)	
	香港ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	312,000	1,338,480.00	
		LINK REIT	216,135	7,964,574.75	
	香港ドル　合計		528,135	9,303,054.75 (177,595,315)	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	41,000	106,190.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COMM	776,000	954,480.00	
	シンガポールドル　合計		817,000	1,060,670.00 (118,073,784)	
合計			4,989,434	7,602,494,903 (7,602,494,903)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	投資証券	42 銘柄	77.65%	79.20%
カナダドル	投資証券	2 銘柄	1.44%	1.47%
ユーロ	投資証券	8 銘柄	3.35%	3.42%
ポンド	投資証券	13 銘柄	4.57%	4.66%
オーストラリアドル	投資証券	7 銘柄	7.21%	7.36%
香港ドル	投資証券	2 銘柄	2.29%	2.34%
シンガポールドル	投資証券	2 銘柄	1.52%	1.55%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

貸借対照表

	2024年9月13日現在	2025年3月13日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,433,882	6,422,696
投資証券	813,665,700	805,045,900
未収入金	-	23,421,311
未収配当金	11,291,838	13,397,816
未収利息	28	61
流動資産合計	834,391,448	848,287,784
資産合計	834,391,448	848,287,784
負債の部		
流動負債		
未払金	-	23,564,134
流動負債合計	-	23,564,134
負債合計	-	23,564,134
純資産の部		
元本等		
元本	280,666,220	281,178,562
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	553,725,228	543,545,088
元本等合計	834,391,448	824,723,650
純資産合計	834,391,448	824,723,650
負債純資産合計	834,391,448	848,287,784

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024年9月13日現在		2025年3月13日現在	
１．　受益権の総数		280,666,220口		281,178,562口
２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	2.9729円	1口当たり純資産額	2.9331円
	（1万口当たり純資産額）	（29,729円）	（1万口当たり純資産額）	（29,331円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2024年3月14日 至　2024年9月13日	自　2024年9月14日 至　2025年3月13日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。	同左

	流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月13日現在	2025年3月13日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年9月13日現在	2025年3月13日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2024年3月14日 至　2024年9月13日	自　2024年9月14日 至　2025年3月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	321,042,582円	280,666,220円
同期中追加設定元本額	277,597円	536,053円
同期中一部解約元本額	40,653,959円	23,711円
元本の内訳＊		
損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）	279,585,645円	279,585,645円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	284,242円	305,253円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	372,349円	645,740円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	423,984円	641,924円
計	280,666,220円	281,178,562円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年9月13日現在	2025年3月13日現在

	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	1,299,235	△34,515,301
合計	1,299,235	△34,515,301

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025 年 3 月 13 日現在

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資証券	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	121	12,741,300	
	森ヒルズリート投資法人	314	41,479,400	
	産業ファンド投資法人	309	35,535,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	141	46,812,000	
	ＧＬＰ投資法人	262	31,544,800	
	日本プロロジスリート投資法人	167	38,643,800	
	星野リゾート・リート投資法人	76	15,131,600	
	ヒューリックリート投資法人	317	44,411,700	
	日本リート投資法人	289	23,351,200	
	積水ハウス・リート投資法人	188	14,325,600	
	野村不動産マスターファンド投資法人	335	46,766,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	208	21,132,800	
	三菱地所物流リート投資法人	119	13,554,100	
	日本ビルファンド投資法人	482	59,864,400	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	676	70,574,400	
	日本都市ファンド投資法人	274	25,290,200	
	日本プライムリアルティ投資法人	87	29,536,500	
	東急リアル・エステート投資法人	117	19,188,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	102	11,536,200	
	森トラストリート投資法人	603	36,843,300	

	フロンティア不動産投資法人	304	23,864,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	45	4,144,500	
	ＫＤＸ不動産投資法人	144	20,908,800	
	大和証券オフィス投資法人	43	12,126,000	
	阪急阪神リート投資法人	84	12,087,600	
	大和ハウスリート投資法人	181	42,191,100	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	461	32,546,600	
	ジャパンエクセレント投資法人	150	18,915,000	
合計		6,599	805,045,900	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	8,457,585,922円
Ⅱ　負債総額	12,113,809円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,445,472,113円
Ⅳ　発行済数量	8,022,357,575口
Ⅴ　1 単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0527円

（参考）損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	7,796,221,420円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,796,221,420円
Ⅳ　発行済数量	2,834,289,702口
Ⅴ　1 単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7507円

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	843,003,368円

Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	843,003,368円
Ⅳ　発行済数量	281,188,387口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9980円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換

該当事項はありません。

２．受益者名簿

作成しません。

３．受益者集会

開催しません。

４．受益者に対する特典

ありません。

５．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

６．受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

７．受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託会社は、前記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

８．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

９．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

11．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2025 年 3 月末現在）

資本金の額	1,550 百万円
会社が発行する株式の総数	50,000 株
発行済株式総数	24,085 株

最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

（２）会社の機構（2025 年 3 月末現在）

①　会社の意思決定機構

定款に基づき 10 名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各１名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の３日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②　投資運用の意思決定機構

・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

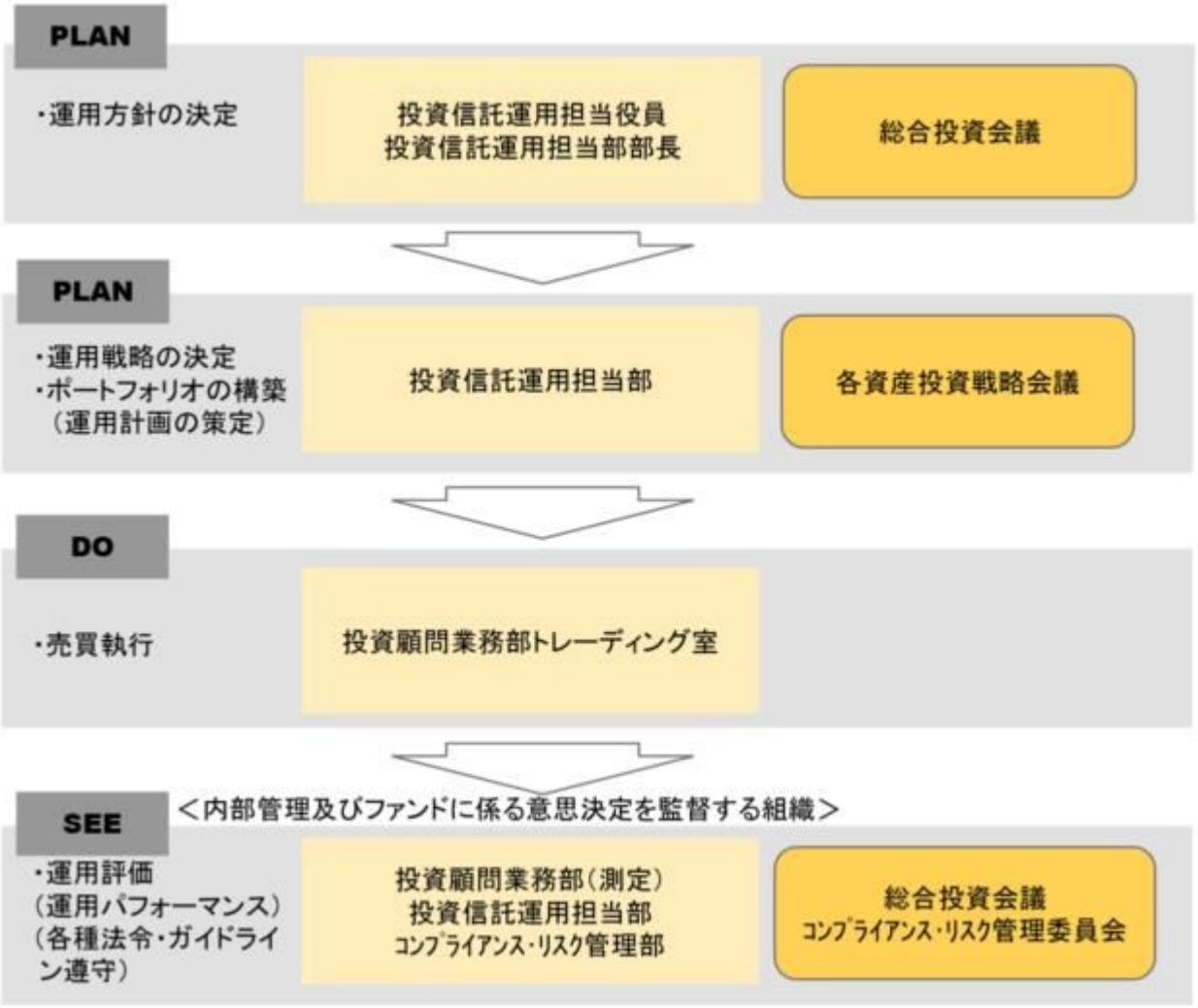

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は 2025 年 3 月末現在、計 301 本（追加型株式投資信託 177 本、単位型株式投資信託 90 本、単位型公社債投資信託 34 本）であり、その純資産総額の合計は 2,424,955 百万円です。

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに、同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに、同規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

２．委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月１２日

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　公認会計士　　森　重　俊　寛
業務執行社員

指定有限責任社員　公認会計士　　小　林　弘　幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第３９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２２日

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員　公認会計士　森　重　俊　寛
業務執行社員

指定有限責任社員　公認会計士　小　林　弘　幸
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４０期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込

まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （2023 年 3 月 31 日）		当事業年度 （2024 年 3 月 31 日）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
Ⅰ　流動資産					
1 現金・預金			3,546,171		4,034,755
2 前払費用			101,203		112,742
3 未収委託者報酬			1,194,368		1,702,469
4 未収運用受託報酬			2,618,849		4,148,794
5 その他			3,043		2,289
流動資産合計			7,463,635		10,001,052
Ⅱ　固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	※1		8,078		3,942
(2) 器具備品	※1		73,225		43,412
有形固定資産合計			81,304		47,354
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			658,124		591,110
(2) 長期差入保証金			173,961		173,961
(3) 繰延税金資産			348,349		341,629
(4) その他			32		31
投資その他の資産合計			1,180,467		1,106,732
固定資産合計			1,266,307		1,158,622
資産合計			8,729,943		11,159,674

		前事業年度 （2023年3月31日）		当事業年度 （2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
Ⅰ　流動負債					
1 預り金			7,771		15,473
2 未払金					
（1）未払配当金	※2	770,000		1,150,000	
（2）未払手数料		460,087		606,388	
（3）その他未払金	※2	141,725	1,371,812	216,600	1,972,988
3 未払費用			1,873,823		2,951,081
4 未払消費税等			214,504		301,562
5 未払法人税等			262,245		526,818
6 賞与引当金			205,460		185,326
7 役員賞与引当金			6,600		8,100
流動負債合計			3,942,217		5,961,351
Ⅱ　固定負債					
1 退職給付引当金			245,172		257,375
2 資産除去債務			9,422		9,582
固定負債合計			254,594		266,957
負債合計			4,196,812		6,228,309
（純資産の部）					
Ⅰ　株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
（1）資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
（1）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			2,544,383		2,875,330
利益剰余金合計			2,544,383		2,875,330
株主資本合計			4,507,664		4,838,610
Ⅱ　評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			25,466		92,755
評価・換算差額等合計			25,466		92,755
純資産合計			4,533,130		4,931,365
負債・純資産合計			8,729,943		11,159,674

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
Ⅰ　営業収益					
1　委託者報酬		6,268,013		8,333,682	
2　運用受託報酬		5,283,477	11,551,491	6,117,209	14,450,891
Ⅱ　営業費用					
1　支払手数料		2,600,324		3,499,242	
2　広告宣伝費		25,984		14,970	
3　公告費		200		200	
4　調査費		3,945,034		5,246,032	
(1) 調査費		1,032,243		1,274,945	
(2) 委託調査費		2,909,783		3,968,103	
(3) 図書費		3,007		2,983	
5　営業雑経費		149,447		146,958	
(1) 通信費		13,489		13,473	
(2) 印刷費		115,724		111,483	
(3) 諸会費		20,233	6,720,990	22,001	8,907,404
Ⅲ　一般管理費					
1　給料		1,754,897		1,780,148	
(1) 役員報酬		59,540		58,490	
(2) 給料・手当		1,460,378		1,479,591	
(3) 賞与		234,978		242,065	
2　福利厚生費		231,703		249,823	
3　交際費		10,365		15,575	
4　寄付金		1,300		1,330	
5　旅費交通費		29,102		35,906	
6　法人事業税		53,595		61,266	
7　租税公課		26,705		19,614	
8　不動産賃借料		221,573		221,404	
9　退職給付費用		87,487		91,397	
10　賞与引当金繰入		205,460		185,326	
11　役員賞与引当金繰入		6,600		8,100	
12　固定資産減価償却費		39,296		38,014	
13　諸経費		437,986	3,106,075	459,163	3,167,070
営業利益			1,724,425		2,376,417
Ⅳ　営業外収益					
1　受取配当金		8,687		476	
2　受取利息		0		0	
3　有価証券償還益		3,726		－	
4　為替差益		11,910		9,754	
5　保険配当金		621		626	
6　雑益		2,493	27,439	2,615	13,473
Ⅴ　営業外費用					
1　有価証券売却損		－		7,678	
2　有価証券償還損		－		278	
3　事務過誤費		9,164		228,515	
4　雑損		394	9,558	241	236,712
経常利益			1,742,306		2,153,177
Ⅵ　特別損失					
1　有価証券評価損		4,032		－	
2　固定資産除却損	※1	－	4,032	0	0

税引前当期純利益			1,738,274		2,153,177
法人税・住民税及び事業税			522,813		695,208
法人税等調整額			30,682		△ 22,977
当期純利益			1,184,778		1,480,946

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885
当期変動額						
剰余金の配当				△ 770,000	△ 770,000	△ 770,000
当期純利益				1,184,778	1,184,778	1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	414,778	414,778	414,778
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,985	45,985	4,138,870
当期変動額			
剰余金の配当			△ 770,000
当期純利益			1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,518	△20,518	△20,518
当期変動額合計	△20,518	△20,518	394,259
当期末残高	25,466	25,466	4,533,130

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664
当期変動額						
剰余金の配当				△ 1,150,000	△ 1,150,000	△ 1,150,000
当期純利益				1,480,946	1,480,946	1,480,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	330,946	330,946	330,946
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,150,000
当期純利益			1,480,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	67,288	67,288	67,288
当期変動額合計	67,288	67,288	398,234
当期末残高	92,755	92,755	4,931,365

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15 年
器具備品	2～20 年

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に定める簡便法によっております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

（２）投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

６．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

（１）消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日）
建物	104,035	108,411
器具備品	143,638	177,083

※２　関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日）
未払金		
未払配当金	770,000	1,150,000
その他未払金	－	188

（損益計算書関係）

※１　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
器具備品	－	0

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　　至　2023 年 3 月 31 日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085 株	－株	－株	24,085 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	１株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023 年 3 月 30 日 取締役会	普通 株式	770,000 千円	31,970 円	－	2023 年 3 月 31 日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　　至　2024 年 3 月 31 日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085 株	－株	－株	24,085 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の総額	１株当たり 配当額	基準日	効力発生日

2024年3月28日 取締役会	普通 株式	1,150,000千 円	47,747円	－	2024年3月31日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※２）	657,374	657,374	－
資産計	657,374	657,374	－

当事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※２）	590,360	590,360	－
資産計	590,360	590,360	－

（※１）「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
非上場株式	750	750

注１．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
(1) 預金	3,546,149	－	－	－
(2) 未収委託者報酬	1,194,368	－	－	－
(3) 未収運用受託報酬	2,618,849	－	－	－
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
株式	－	－	－	－
債券	－	－	－	－
その他	147,960	90,026	150,462	268,926
合計	7,507,327	90,026	150,462	268,926

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 預金	4,034,755	－	－	－
(2) 未収委託者報酬	1,702,469	－	－	－
(3) 未収運用受託報酬	4,148,794	－	－	－
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
株式	－	－	－	－
債券	－	－	－	－
その他	12,783	257,883	167,593	152,101
合計	9,898,803	257,883	167,593	152,101

注２．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	462,624	194,750	657,374
資産計	－	462,624	194,750	657,374

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	333,213	257,147	590,360
資産計	－	333,213	257,147	590,360

（２）期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	180,730	180,730
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	－	－
その他有価証券評価差額金	14,020	14,020
購入、売却、発行及び決済		
購入	－	－
売却	－	－
発行	－	－
決済	－	－
レベル３の時価への振替	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－
当事業年度末残高	194,750	194,750
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	－	－

当事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	194,750	194,750
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	51,397	51,397
購入、売却、発行及び決済		
購入	11,100	11,100
売却	100	100
発行	－	－
決済	－	－
レベル３の時価への振替	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－

当事業年度末残高	257,147	257,147
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	－	－

（３）時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

（有価証券関係）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

４．その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	371,165	294,700	76,465
	小計	371,165	294,700	76,465
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	286,209	330,000	△43,790
	小計	286,209	330,000	△43,790
合計		657,374	624,700	32,674

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	479,618	336,668	142,950
	小計	479,618	336,668	142,950
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	110,742	120,000	△　9,258

	小計	110,742	120,000	△　9,258
合計		590,360	456,668	133,692

５．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	－	－	－
(2) 債券	－	－	－
(3) その他	－	－	－
合計	－	－	－

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	－	－	－
(2) 債券	－	－	－
(3) その他	187,421	22,295	29,973
合計	187,421	22,295	29,973

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
退職給付引当金の期首残高	208,284	245,172
退職給付費用	37,940	40,528
退職給付の支払額	△ 1,052	△ 28,325
退職給付引当金の期末残高	245,172	257,375

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日）
非積立型制度の退職給付債務	245,172	257,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	245,172	257,375
退職給付引当金	245,172	257,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	245,172	257,375

（３）退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
簡便法で計算した退職給付費用	37,940	40,528

３．確定拠出制度

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
当社の確定拠出制度への要拠出額	41,080	43,710

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日）
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	176,793	169,388
退職給付引当金	75,071	78,808
賞与引当金	62,912	56,746
繰延資産損金算入限度超過額	21,910	43,352
未払事業税	15,571	26,319
未払金否認	7,604	8,118
その他	7,100	7,165
繰延税金資産　小計	366,961	389,896
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 4,119	△ 4,168
評価性引当額　小計	△ 4,119	△ 4,168
繰延税金資産　合計	362,842	385,728
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 11,240	△ 40,937
株式譲渡損益	△ 3,031	△ 3,031
固定資産除去価額	△ 222	△ 131
繰延税金負債　合計	△ 14,493	△ 44,099
繰延税金資産の純額	348,349	341,629

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要
本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
期首残高	9,265	9,422
取得	－	－
時の経過による調整額	157	159
期末残高	9,422	9,582

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
投資信託事業（基本報酬）	6,264,984	8,199,234
投資信託事業（成功報酬）	3,029	134,447
投資顧問事業（基本報酬）	2,834,396	2,793,161
投資顧問事業（成功報酬）	2,449,080	3,324,047
合計	11,551,491	14,450,891

（セグメント情報等）

セグメント情報
当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

１．製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（１）営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えているため、記載を省略しております。
（２）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,064,709

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　　至　2024 年 3 月 31 日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えているため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	3,413,256

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

該当事項はありません。

（２）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　　至　2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（億円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	－	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	677,364	未払手数料	168,088
同一の親会社を持つ会社	ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	－	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り（注2）	176,500	未収運用受託報酬	96,493

注１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（注 1）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注 2）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　　至　2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（億円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	－	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	838,690	未払手数料	218,649
同一の親会社を持つ会社	ＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	0	リスクコンサルティング業	－	投資信託等に係る委託調査	投資信託等委託調査費の支払(注2)	180,252	未払費用	171,632

注１. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注２. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注 1）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注 2）委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（４）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社　（東京証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
１株当たり純資産額（円）	188,213.85	204,748.41
１株当たり当期純利益金額（円）	49,191.55	61,488.32

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
当期純利益（千円）	1,184,778	1,480,946
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,184,778	1,480,946
期中平均株式数（株）	24,085	24,085

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

		第 40 期中間会計期間 （2024 年 9 月 30 日）
区分	注記番号	金額（千円）
（資産の部）		
Ⅰ　流動資産		
1　現金・預金		3,776,359
2　前払費用		101,733
3　未収委託者報酬		1,881,510
4　未収運用受託報酬		885,944
5　その他	※1	5,724
流動資産合計		6,651,273
Ⅱ　固定資産		
1　有形固定資産	※2	41,741
2　無形固定資産		4,535
3　投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		542,225
(2) 長期差入保証金		173,961
(3) 繰延税金資産		343,198
(4) その他		31
投資その他の資産合計		1,059,415
固定資産合計		1,105,692
資産合計		7,756,965

		第40期中間会計期間 （2024年9月30日）
区分	注記番号	金額（千円）
（負債の部） Ⅰ　流動負債 1　預り金 2　未払金 (1) 未払手数料 (2) その他未払金		 12,489 640,510 176,695
未払金合計 3　未払費用 4　未払法人税等 5　賞与引当金 6　役員賞与引当金		817,206 588,234 329,073 125,130 2,400
流動負債合計 Ⅱ　固定負債 1　退職給付引当金 2　資産除去債務		1,874,533 280,746 9,664
固定負債合計		290,411
負債合計		2,164,944
（純資産の部） Ⅰ　株主資本 1　資本金 2　資本剰余金 (1) 資本準備金		 1,550,000 413,280
資本剰余金合計 3　利益剰余金 (1) その他利益剰余金 繰越利益剰余金		413,280 3,549,296
利益剰余金合計		3,549,296
株主資本合計 Ⅱ　評価・換算差額等 1　その他有価証券評価差額金		5,512,576 79,445
評価・換算差額等合計		79,445
純資産合計		5,592,021
負債・純資産合計		7,756,965

（２）中間損益計算書

		第40期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	
Ⅰ　営業収益			
1　委託者報酬		4,678,028	
2　運用受託報酬		1,628,384	6,306,413
Ⅱ　営業費用			
1　支払手数料		1,921,904	
2　広告宣伝費		4,205	
3　公告費		200	
4　調査費		1,700,010	
(1) 調査費		769,941	
(2) 委託調査費		927,733	
(3) 図書費		2,335	
5　営業雑経費		84,240	
(1) 通信費		8,767	
(2) 印刷費		57,722	
(3) 諸会費		17,750	3,710,561
Ⅲ　一般管理費			
1　給料		871,079	
(1) 役員報酬		34,822	
(2) 給料・手当		758,455	
(3) 賞与		77,801	
2　福利厚生費		130,329	
3　交際費		8,136	
4　旅費交通費		17,178	
5　法人事業税		29,270	
6　租税公課		4,312	
7　不動産賃借料		111,403	
8　退職給付費用		48,350	
9　賞与引当金繰入		125,130	
10　役員賞与引当金繰入		2,400	
11　固定資産減価償却費	※1	10,571	
12　諸経費		261,182	1,619,343
営業利益			976,508
Ⅳ　営業外収益			
1　受取配当金		4,824	
2　受取利息		0	
3　有価証券償還益		18,714	
4　雑益		468	24,007
Ⅴ　営業外費用			
1　有価証券売却損		301	
2　為替差損		5,254	
3　事務過誤費		13,041	
4　雑損		58	18,656
経常利益			981,860
税引前中間純利益			981,860
法人税、住民税及び事業税			303,588
法人税等調整額			4,306
中間純利益			673,965

（３）中間株主資本等変動計算書

第 40 期中間会計期間　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610
当中間期変動額						
中間純利益				673,965	673,965	673,965
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	－	－	－	673,965	673,965	673,965
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,549,296	3,549,296	5,512,576

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365
当中間期変動額			
中間純利益			673,965
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 13,310	△ 13,310	△ 13,310
当中間期変動額合計	△ 13,310	△ 13,310	660,655
当中間期末残高	79,445	79,445	5,592,021

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15 年

器具備品　2～20 年

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に定める簡便法によっております。

5．収益及び費用の処理方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

（2）投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

6．消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

7．グループ通算制度の適用

グループ通算制度を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第 40 期中間会計期間 （2024 年 9 月 30 日）
※1　消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しておりま

	す。
※２ 有形固定資産の減価償却累計額	296,066 千円

（中間損益計算書関係）

	第 40 期中間会計期間 （自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日）
※１ 減価償却実施額 有形固定資産	10,571 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 40 期中間会計期間　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	－	－	24,085
合計	24,085	－	－	24,085
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第 40 期中間会計期間　（2024 年 9 月 30 日）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券（※２）	541,475	541,475	－
資産計	541,475	541,475	－

（※１）「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第 40 期中間会計期間　（2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	294,325	247,150	541,475
資産計	－	294,325	247,150	541,475

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっておりレベル２又はレベル３の時価に分類しております。

（２）期首残高から中間期末残高への調整表、中間会計期間の損益に記載した評価損益

第 40 期中間会計期間　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
中間会計期間の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	△301	△301
その他有価証券評価差額金	2	2
購入、売却、発行及び決済		
購入	－	－
売却	△9,699	△9,699
発行	－	－
決済	－	－
レベル３の時価への振替	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－
中間期末残高	247,150	247,150
中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	－	－

（３）時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

（有価証券関係）

第 40 期中間会計期間　（2024 年 9 月 30 日）

１．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	343,507	216,968	126,539
	小計	343,507	216,968	126,539
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	197,968	210,000	△12,032
	小計	197,968	210,000	△12,032
合計		541,475	426,968	114,507

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第40期中間会計期間　（2024年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,582千円
時の経過による調整額	81千円
中間期末残高	9,664千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	第40期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
投資信託事業（基本報酬）	4,625,254
投資信託事業（成功報酬）	52,774
投資顧問事業（基本報酬）	1,628,384
合計	6,306,413

（セグメント情報等）

セグメント情報

第40期中間会計期間　（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第40期中間会計期間　（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えているため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	第40期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
１株当たり純資産額	232,178.58 円
１株当たり中間純利益金額	27,982.80 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
中間純利益	673,965 千円
普通株主に帰属しない金額	－ 千円
普通株式に係る中間純利益	673,965 千円
普通株式の期中平均株式数	24,085 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1） 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（4） 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5） 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1） 定款の変更
該当事項はありません。

（2） 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

損保ジャパン・グローバルREITファンド（毎月分配型）

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。

２．運用方針

(1)　投資対象

損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド及び損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2)　投資態度

①　損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド及び損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

②　不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の実質組入比率を引き下げる場合があります。

③　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④　資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)　投資制限

①　親投資信託への投資割合には制限を設けません。

②　投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

③　同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％を超えないものとします。

④　株式への直接投資は行いません。

⑤　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第１期および第２期の決算は無分配とします。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③　留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第１項、第２項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第３条　委託者は、金100万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2029年９月13日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については100万口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条　受託者は、第３条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条　委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②　第１項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といいます。以下同じ。）の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、第１項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

③　第１項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口につき１円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

⑧　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断した

とき（以下「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲】

第16条　委託者は、信託金を、主としてＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」および「損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド」（以下それぞれを「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第５号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【同一銘柄の投資信託証券への投資制限】

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業

日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】
第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】
第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】
第30条　この信託の計算期間は、平成22年６月以降、原則として毎月14日から翌月13日までとします。ただし第１期の計算期間は、平成21年３月27日から平成21年６月15日までとし、平成21年12月15日に開始する計算期間は平成22年３月15日に、平成22年３月16日に開始する計算期間は平成22年６月14日にそれぞれ終了するものとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】
第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】
第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
③　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
④　第２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の144.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

④ 委託者は第16条第１項に規定する「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第１項に基づいて委託者が受け取る報酬からその一部を控除して各計算期末または信託終了のときに支払うものとします。なお、信託財産中から支弁する報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」の時価総額に年10,000分の60の率を乗じて得た金額とします。

【収益の分配】

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第２項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第３項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。

⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均

され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑦　前各項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条　受益者が、収益分配金について第36条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第２項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を１円または１口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が、第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③　第１項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

⑥　委託者は、緊急事態発生時には、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第５項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権

を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反

して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第 48 条の２ 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年３月 27 日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区大手町一丁目５番４号
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託

損保ジャパン－ハイトマン・グローバルREIT
マザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

２．運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 日本を除く世界各国の取引所に上場または店頭登録されている不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。

② S&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

③ 運用にあたっては、不動産投資信託証券の運用指図に関する権限をHEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLCに委託します。

④ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の組入比率を引き下げる場合があります。

⑤ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％を超えないものとします。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および限度額】
第３条　委託者は、金1,485,000,000円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第１項、第２項、第38条第１項、第39条第１項および第41条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】
第５条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】
第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については、これを1,485,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　第19条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】
第10条　委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
②　委託者は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】
第11条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】
第12条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

【運用の指図範囲等】
第13条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
３．投資信託または外国投資信託の受益証券
４．投資証券または外国投資証券
５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
６．外国法人が発行する譲渡性預金証書
なお、第５号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】
第14条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第１項および第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
②　前項の取扱いは、第19条、第24条、第25条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【運用の権限委託】

第 16 条　委託者は、不動産投資信託証券の取引にかかわる運用指図に関する権限を次のものに委託します。

HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC

米国イリノイ州シカゴ市

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

【同一銘柄の投資信託証券への投資制限】

第17条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第18条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第19条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第19条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条　＜削　除＞

【混蔵寄託】

第22条　金融機関および証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第24条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第25条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第28条　この信託の計算期間は、毎年３月14日から翌年３月13日までとすることを原則とします。ただし、第１期の計算期間は、平成19年９月18日から平成20年３月13日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第29条　受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第31条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

【収益の留保】
第32条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】
第33条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】
第34条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
②　解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】
第35条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③　委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。
⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します、ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑦　第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】
第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】
第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】
第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】
第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第40条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託約款に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第41条　受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第43条　第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第４項または第42条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成１９年９月１８日（信託契約締結日）

委託者　東京都千代田区大手町一丁目５番４号
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託

損保ジャパンＪ－REITマザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 15 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

２．運用方針

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券（ＲＥＩＴ）を主要投資対象とします。

② 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の組入比率を引き下げる場合があります。

④ 資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30％を超えないものとします。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 外貨建資産への直接投資は行いません。

⑤ デリバティブの直接利用は行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第14条第１項、第２項および第18条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

【信託の目的、金額および限度額】
第３条　委託者は、金495,000,000円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第32条第１項、第２項、第35条第１項、第36条第１項および第38条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】
第５条　この信託にかかる受益証券（第10条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第６条および第40条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】
第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については、495,000,000口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第17条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出】

第10条　委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第11条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第12条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

【運用の指図範囲等】

第13条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。また、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第５号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第14条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第18条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

【運用の基本方針】

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【同一銘柄の投資信託証券への投資制限】

第16条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

【公社債の借入れ】

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第17条の２　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第18条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第22条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第23条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第24条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第25条 この信託の計算期間は、毎年５月22日から翌年５月21日までとすることを原則とします。ただし、第１期の計算期間は、平成20年１月29日から平成20年５月21日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第26条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第27条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第28条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

【収益の留保】

第29条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第30条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第31条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第32条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第33条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第34条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第35条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第39条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第36条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第37条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託約款に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第38条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第39条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第40条　この信託は、受益者が第31条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第43条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第44条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成２０年１月２９日（信託契約締結日）

委託者　東京都千代田区大手町一丁目５番４号
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社